

【平成29年第4回定例会 まちづくり委員会委員長報告資料】

平成29年12月14日 まちづくり委員長 山崎 直史

- 「議案第132号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第133号 川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 今回の条例改正の趣旨について

今回の条例改正は、これまで認知症の方等が収入の申告ができない場合は、近傍同種家賃が適用されることになっていたものを、官公署の書類の閲覧等により把握した収入に応じて、家賃を定めることを目的としている。

* これまでに収入申告がなされず、近傍同種家賃となった件数及び条例改正により収入の把握が可能となる人数について

未申告のまま近傍同種家賃となるケースは毎年あり、本年3月末の時点で、202件である。このうち、知的障害者及び精神障害者については、減免制度等を活用する上で人数の把握はしているが、認知症の方については、具体的な人数の把握はしていない。今後は市内の介護保険や自立支援医療等の制度を担当する部署と調整を図りながら、できる限り漏れのないよう把握に努めていきたいと考えている。

* 認知症の方の収入の具体的な把握方法について

具体的な把握方法については今後検討していくが、条例改正後の初年度については、様々な制度を活用しながら、市営住宅に居住し認知症の認定を受けている方を把握していきたいと考えている。翌年度以降については、初年度の実績を踏まえ、更なる充実に向け検討していきたいと考えている。

* 収入に係る書類の閲覧による個人情報への配慮について

収入については、税情報等の行政情報を活用して把握をしていきたいと考えており、雇用主への照会は、入居者が直前に転職や定年退職をするなど、行政情報が活用できないケースに限られると考える。その際、精神障害があるなどの居住者の個人情報が流出することは、個人情報保護の観点から問題があると考えられるため、慎重に対応していきたいと考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第134号 川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第135号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第140号 久末住宅新築第2号工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

* 9号棟の南西にあるガス庫について

久末住宅1号棟から8号棟の住宅にガスを供給するための設備であり、現在プロパンガスを使用しているが、建て替え時に都市ガスを導入する予定である。

* 久末住宅全体の今後のスケジュールについて

久末住宅の建て替えについては今回で終了となる。1号棟から4号棟については、当面建て替えの予定はなく、5号棟から8号棟については、建物の長寿命化を来年度以降、順次進めていく予定である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第147号 川崎国際生田緑地ゴルフ場の指定管理者の指定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第148号 生田緑地、川崎市岡本太郎美術館、川崎市立日本民家園及び川崎市青少年科学館の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 指定管理予定者の共同事業体と地域団体等との関係構築について

これまでの生田緑地の運営については、生田緑地マネジメント会議等において、地元の方々と十分調整を図り行ってきたため、指定管理予定者による運営に当たっても、地元の方々と良好な関係を構築できるように、行政としてもしっかりと支援し、調整していきたいと考えている。

* 指定管理者の選定における評価方法及び現指定管理者の実績に対する評価について

指定管理者選定評価委員会において、応募2団体の提案書及び当日のプレゼンテーションを基に評価を行った。現指定管理者からは、実績を踏まえた提案がなされ、これを公正に評価した結果となっている。

* 現指定管理者に実績評価点が加算されない理由について

実績評価点については、同一の団体で施設の指定管理に実績があった場合に加算されるが、今回の申請団体は現指定管理者と名称は同一であるが、代表企業が変わっていることや構成企業のうち1社が含まれていないことを踏まえ、同一団体という取扱いをしていないため、実績評価点の加算の対象外とした。

* 職員体制・危機管理安全衛生管理の状況の評価項目において現指定管理者のポイントが他方を上回っている理由について

提案書において、現指定管理者の職員配置の人数が指定管理予定者の職員配置の人数を上回っていたことが要因である。ただし、選定評価委員会の中で、両者の提案とも仕様書の水準を満たしていることを確認している。

*** 収支計画の評価項目において指定管理予定者のポイントが他方を上回っている理由について**

今回の選定に当たっては、財務分析を行っており、結果としては両者とも良好な状況であると判断されている。選定評価委員会の中で収支計画の内容を確認したところ、指定管理予定者の本社の財務基盤において両者に差が出たものと考えている。

*** 運營業務に係る事業計画の項目において指定管理予定者のポイントが他方を上回っている理由について**

指定管理予定者からは、代表者である日比谷花壇や協力会社の J T B コーポレートセールスの持つネットワークを利用した幅広い広報などの提案があり、評価につながったものと考えている。

*** 本年 6 月に募集した際と再募集した際の仕様書の変更内容について**

当初、6月に募集をした際は応募がなかったことを踏まえ、説明会に参加した企業に対してヒアリングを行った結果、修繕費の上限額を引き上げたことや人員配置について細かく指定していたことが事業者にとって負担と感じられたことが確認できたため、この2点を修正して再募集を行った。

*** 修繕費の上限額の推移について**

現在の修繕費は1件当たり50万円以下であるが、6月に募集をした際は、過去5年間の実績を加味し、指定管理料を増額した。その結果、修繕費を1件当たり250万円以下まで引き上げて募集を行ったが、現指定管理者を含め応募がなかった。本市としては、50万円の範囲では軽微な修繕しか行うことができず、一定以上の修繕を行えるよう250万円まで引き上げて募集を行ったが、その点は企業にとって負担となるという声を踏まえ、再度50万円まで上限を引き下げた経過がある。

*** 生田緑地内の大規模修繕の実績について**

生田緑地において約1,000万円、岡本太郎美術館において約500万円を掛けて実施している。当初の指定管理者の募集においては、ほぼ同額を修繕費として指定管理料に上乘せしていた。

*** 本年 10 月 22 日の台風による生田緑地北口の土砂災害の対応について**

土砂が道路を塞いでいたという緊急事態であったため、多摩区役所道路公園センターで緊急対応を行い、その後、生田緑地整備事務所にて対応した。

*** 第 1 期の収支が赤字であった主な原因について**

当初直営による実施を想定していた駐車場管理等において、委託契約へ切り替えたことにより経費が掛かり、収支がマイナスとなったものと考えている。

*** 今回の指定管理における駐車場利用料金の上限の引上げの有無について**

駐車場利用料金の上限については、引上げを行っていない。

*** 指定管理者制度のメリットについて**

指定管理者制度は、委託契約と違い、業務を縛るものではなく、指定管理料を設定しその範囲内で経営していくものであり、民間のノウハウを活用し、自主事業を行える点にメリットがある。

*** 市民団体の意見の反映について**

指定管理者の募集については、公平性の確保の観点から、事前に市民団体との意見交換等の機会は設けていないが、生田緑地マネジメント会議等で出された意見を仕様書に盛り込むなどの対応を図っている。また、選定評価委員会の委員の中には、平成23年に策定した生田緑地ビジョンに関わった委員もおり、他の委員についても1人を除いて、指定管理者の年度評価に携わっている。選定評価委員会では市民協働の視点について十分な評価があり、委員による適切な判断が行われたものと考えている。

*** 指定管理予定者の事業計画とこれまでの生田緑地の運営との整合性について**

指定管理予定者の提案は、現指定管理者が作成していたホームページや冊子の内容を十分加味し、その内容を判断材料としながら行われたものであり、提案書の内容を吟味した上で事業計画を作成しているため、事業の継続性については問題ないと考えている。

*** 動植物の保全に関する引継ぎについて**

今回の指定管理予定者については、公園の管理実績も多数あり経験も豊富であることから、現指定管理者が培ってきたノウハウについても、3か月間の引継期間の中で継承できると考えている。

*** 指定管理者選定評価委員会が5人中4人の出席で開催されたことについて**

今回、委員の1人が所用により欠席となったが、川崎市附属機関設置条例において、委員の半数以上の出席で会議が成立するとの規定からも、会議開催の要件は満たしているため、選定評価委員会を開催した。

*** 指定管理者選定評価委員会における採点方法について**

各委員の点数の合計点を算出し、その平均点を評価点としている。各委員の点数については、指定管理予定者を高く評価した委員と、現指定管理者を高く評価した委員が各々2人おり、評価が分かれていたが、最終的な合計点は指定管理予定者の方が高かった。

*** 生田緑地内の学芸業務の取扱いについて**

生田緑地内にある岡本太郎美術館、日本民家園及び青少年科学館の学芸業務は、本市の職員が担っている。今後5年間についても、その対応について変更はない。

*** 既存の従業員の雇用について**

今回の応募の仕様書の中でも、円滑な運営を行うためにできるだけ現指定管理者の職員の継続雇用に配慮することと明記されており、議決後に引継ぎを行う中ではその点について、両事業者で協議をしていくこととなっている。

《意見》

*** 現指定管理者と地元の方々が今まで築いてきた信頼関係を新たな指定管理者となってもしっかりと担保できるようにしてほしい。**

- * 生田緑地は山や木を愛する団体が運営をしてきたため、今後も公園の維持管理において、自然を保全するよう配慮してほしい。また、動植物の保全については、今までのノウハウの引継ぎや市民との協働についてもしっかりと行ってほしい。
- * 今回は4人の出席で点数が僅差となり、5人目の点数が結果を左右することも考えられたため、委員会の開催については、やむを得ない事情が生じることは理解するが、今後は委員全員が出席できるよう日程調整を行ってほしい。
- * 今回は1回目の募集で応募がなく、既存の事業者が参加しなかったという点で課題があったと思われるので、募集に当たっては条件を精査するなど、事業者が応募できるよう対応をしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第149号 市道路線の認定及び廃止について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第158号 等々力硬式野球場改築工事請負契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

- * 今回のケースと同様に契約締結後に想定外の廃棄物混じり土や軟弱地盤等が発見された場合の対応策について

建築工事を効率的に行うためには、解体工事と連続して建設工事を発注することが一般的である。今回は、旧野球場やプールが在る状態で調査を行ったが、廃棄物混じり土や軟弱地盤等については、全て更地にしなければ分からなかったという点に課題があり、今後については、工事に関する費用、工期及び敷地の現状を考慮した上で、可能な限り、試掘等の事前調査を行っていきたいと考えている。

《意見》

- * 今回の事例を教訓として、将来に負の遺産を残さないよう技術的な点も含めて検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決